

能登半島地震に係る義援金等を原資とした見舞金支給の取扱いについて

令和6年8月5日

富山県老人福祉施設協議会事務局

能登半島地震に係る義援金等を原資とした見舞金の支給について、以下のとおり取り扱います。

1 対象施設

富山県老人福祉施設協議会の会員施設（以下「会員施設」という。）とします。

2 見舞金額を算定する基準

- (1) 能登半島地震により建物等が被災しその修繕・復旧に要した費用の額（以下「被害額」という。）を基準とします。
- (2) 会員施設の被害額は、修繕等に係る見積書、請求書及び領収書（以下「見積書等」という。）に記載の金額とします。なお、複数の見積書等がある場合は、それぞれの額を合算した額を当該会員施設の被害額とします。

3 申請書に記載する被害額

前項2(2)に定める被害額を記載してください。見積書等の額と申請の被害額が一致するようご留意願います。

4 被害額の確認

会員施設から提出された見積書等の写しで確認します。見積書等の提出にあたっては、いずれか1点を提出してください。

5 見舞金の額の算定

- (1) 見舞金の額の算定にあたっては、被害額に応じて次のとおり区分し、それぞれの区分ごとの見舞金の額は、申請のあった会員施設数や被害額総額等を勘案のうえ算定し、正副会長会議等に諮り、それぞれの区分ごとに見舞金の額を決定します。

50万円以下、100万円以下、300万円以下、500万円以下、

700万円以下、1000万円以下、1000万円超

6 その他

- ・全国老協の会員ではない施設の見舞金の支給は、算定額の50%とします。
- ・算定された見舞金額が被害額を上回る場合は、被害額の50%を支給します。

(次頁あります)

7 提出書類

- (1) 見舞金支給申請書（様式1）
- (2) 被害額が確認できる見積書、請求書又は領収書の写し、いずれか1点

8 提出方法

メールでの提出をお願いします。

メールの件名は事務処理上、統一しますので、次のとおり記載願います。

「能登半島地震見舞金申請 （施設名）」

ご不明点・疑問点等は事務局にお問い合わせ願います。（076—431—6723）